

ユストゥス・メーザーの国家・経済思想

経済学史学会第 73 回大会（慶応義塾大学）2009 年 5/30-31 「啓蒙と経済学」セッション

四日市大学 原田 哲史

I

フリードリヒ・リスト（1789～1846 年）は、論稿「農地制度、零細経営、国外移住」（1842 年。以下「農地制度」論と略）で、独立自営の農民は精神的にも自立しているので国家成員として望ましいとしているように、近代的な自立した個人による社会・国家形成を説く啓蒙思想家ないしその「一ヴァリエーション」である、とすることができる。ただし、そうだとすると事が単純ではないのは、ドイツ統一と保護関税政策の主張に見られるように彼が 19 世紀的なナショナリズムを体現しているからであり、また彼が独立自営の農民による国家形成を言うときスミスその他のスコットランド啓蒙などではなく、主に 18 世紀ドイツの小領邦オスナブリュックの政治家にして政論家・歴史家のユストゥス・メーザー（1720～94 年）に依拠しているからである。

リストは、「ユストゥス・メーザーは土地所有を国家株式(Staatsaktie)と称する」¹で書き出す「農地制度」論において、「国家市民(Staatsbürger)」にふさわしい特性として次の 3 点を挙げている。第 1 に、経済的な独立に基づいて「平時には自分の持つものを、法律によりまた自由意志で、公共の福祉や秩序の維持に貢献すべく差し出すのみならず、また有事にあっても国内での法状態の維持と国民の独立の擁護のために多大な尽力をなす」²こと。第 2 に、精神的に有能であり、行政に活発に参加すること。第 3 に、子供たちを、経済的・精神的に独立させて国家市民の義務を果たすことができる成人にまで育て上げること。以上である。これを担いうる中程度の農場（零細農場でもなく大規模農場でもない）の所有者こそ政治的にも経済的にも——そして軍事的にも——国家の真の成員たるふさわしい、とリストは言うのである。零細農は第 1 の貢献ができるほど経済的に安定していないし、大規模農場は貧しい農業労働者を多数生み出すから望ましくない、と。

¹ F. List: Die Ackerverfassung, die Zwergwirtschaft und die Auswanderung, In: *Friedrich List, Schriften / Reden / Briefe*, Bd. V, hrsg. v. E. Salin, A. Sommer u.a., Berlin 1928, S. 418, 小林昇訳『農地制度論』岩波文庫、1974 年、p. 11.

² *Ibid.*, S. 449, 訳、p. 61.

このような主張は、適切な規模の土地を「国家株式」として所有する者のみが国家の正しい成員となるとするメーザーの思想に由来する、と彼自らそこで吐露しているのである。

「国家市民(*Staatsbürger*)」にふさわしいそうした特性は、シヴィックな（またその意味で啓蒙的な）徳性を表わしていると思われる。市民が直接的な労働から解放されていることが古典古代の市民の典型的なあり方だとすればそれは妥当しないけれども、独立した市民の政治と防衛（軍事）への積極的・献身的な参加という点においてはそうであるし、シヴィック的伝統が後に経済的な要素とも絡み合っていくのだとすれば³、モディファイされたそれがリストにあると言える。

II

では、リストが依拠したメーザーの国家・社会思想それ自体は、どのような特徴をもっていたのであろうか。以下、5点にわたって見てみよう。

第1に、メーザーは『郷土愛の夢』(1774～86年)所収の論稿「小さな都市ひとつひとつにも異なった政治体制を与えるべきではないのか」(1777年)において、古代ギリシアの「ひとつひとつ [の小さな都市] が独自の宗教的・政治的な体制を作り上げ、その体制によって自分たちの諸力をたぐいまれなる偉大さにまで高めた。…彼らは彼らの計画において自然が与えたものすべてを最大限に活用し、まるで人間ひとりひとりの腱を撚り合わせて錨綱を作りあげたかのようだ」⁴として、古代ギリシアの市民自治を賞賛するとともに、そこでは子供たちを訓練して「全体の福利」のために戦う「勇敢で強健な精神」をもつ「戦士」⁵へと教育することが市民の大きな関心事であった、と述べる。ただし、メーザーはその意義を認めたとうえで、彼自身の時代にはむしろ「技量をもち勤勉で儉約を好む人たち、すなわち常に多くを獲得し少なく消費する人たちのみ」⁶が必要であるとして、育成すべき市民のあり方がもはや違ってきている、と指摘する。つまり、シヴィック的・市

³ Cf. R. Robertson: *The Scottish Enlightenment at the limits of the civic tradition*, In: I. Hont, M. Ignatieff (Ed.): *Wealth & Virtue*, Cambridge 1983, p. 138, 177, 水田洋・杉山忠平監訳『富と徳』未来社、1990年、p. 228-229, 282-283.

⁴ J. Möser: *Sollte man nicht jedem Städtgen seine besondere politische Verfassung geben?*, In: *Justus Möser's Sämtliche Werke* (以下 *SW* と略), Bd. 6, Osnabrück, o. J., S. 65.

⁵ *Ibid.*, S. 66.

⁶ *Ibid.*, S. 66.

民的自治の伝統を賞賛するとともに、今や主体としての市民の内実を勤勉で生産的な市民でもって置き換えていくことが必要である、と説くのである。

第 2 に、この「小さな都市ひとつひとつにも」論稿で「我々の時代における画一的で哲学的な諸理論が今日の立法に及ぼす悪影響について、我々は別の機会に考察した」とされているように、彼の自治論・政治論の重点のひとつは画一的な法に反対し多様性を承認することにあり、「別の機会」とは論稿「普遍的な法律や法令を求める現今の傾向は民衆の自由にとって危険である」(1772 年)を指している。メーザーはそこで、「総務省のお偉方」の「あらゆる事柄を単純な諸原理に還元したくてたまらない」⁷傾向——プロイセンに見られたそれ——を批判するとともに、画一化志向をもつヴォルテールをも批判する。メーザーによれば画一的であってもよいのは「訴訟・遺言・後見といった形式的な手続き」や「度量衡・铸貨」などしかなく、「この限りでは大司法長官フォン・コクツェーイも仕事をやってきた」が、「そうした普遍的なポリツァイ規則、普遍的な森林法規、普遍的な法律は大方の場合人間理性への尊大な介入、私的所有の破壊、自由の侵害なのである」⁸。メーザーは逆に、モンテスキューがまさに「法律が単純になり規則が普遍的になるほど、国家はますます専制的に・無味乾燥に・貧弱になる」⁹と言っているとして、モンテスキューを賞賛する。彼はフランス啓蒙の思想家たちを区別して、その多様性志向の側面については支持しているのである。

第 3 に、ドイツ啓蒙との関係はどうか。研究者ヴェルカーは、メーザーが「分類や意義において今日に至るまで議論の尽きぬドイツ啓蒙の人士たちに属する」¹⁰と言っている。我々は、カントへの言及の見られるメーザーの論稿「理論と実践について」(1798 年)と、同時期の論稿「人間の権利、すなわち隷属について」(1770 年代末)とを見て、それを考えよう。メーザーは、支配身分の「世襲的」な付与を批判するカントの議論が農奴制の普及という現実にもかかわらず軽はずみに支持される事態に対して苦言を呈し、農奴制ないし

⁷ J. Möser: Der jetzige Hang zu allgemeinen Gesetzen und Verordnungen ist der gemeinen Freiheit gefährlich, In: *SW*, Bd. 5, S. 22.

⁸ *Ibid.*, S. 24.

⁹ *Ibid.*, S. 23.

¹⁰ K.H.L. Welker: [Art.] Möser, Justus, In: *Reallexikon der Germanischen Altertumskunde*, Bd. 20, Berlin 2002, S. 140, vgl. auch ders.: *Warum Möser*, Göttingen 2007, S. 24-25.

隷属一般にはそれなりの理由があると言う¹¹。人は経済的に自立・自営できればよいが、自立できない多くの者は富裕な「主人」の「下僕」として主人の名において（主人のために）働いて一定の報酬を得る必要があり、この必要を満たす役割を農奴制や隷属制度一般が果たしている。つまり、それが農奴制・隷属の目的なのである¹²。問題は「目的」を「より少ない犠牲でもって達成する」ための「手段」¹³を探ることである、と彼は述べる。そこで引き合いに出されるのがポーランドの選挙王制、すなわち「ポーランド王の財産を相続するのは王室なるものであり、しかもこの王室の王は自然的相続者たち〔自分の子供たち〕を排除する」¹⁴という非世襲の国制である。メーザーは、農奴制や隷属一般は一定の根拠に基づいているので無視してはならないが、その必要性を満たすためには「主人」や「国王」の世襲が必要なわけではなく、制度としての「主人」や「国王」（すなわち「王室」）があればよい、と主張している。彼はカントの反世襲制の志向それ自体は否定しているどころかほぼ肯定しており、それを現実を無視して声高に叫ぶ者たち（フランス革命とその支持者たち）を批判しているのである。彼はこうした自らの立場を——カントの「実践理性」になぞらえて——「実践的な人間知性」¹⁵と称している。

第4に、しかしメーザーを分権主義的な啓蒙思想家と見なすとしても、彼の思想がドイツの過去を理想とするある種のロマン主義的側面を有することは否定できない。それは、彼の『オスナブリュック史』（1768～1824年）を読むと彼の社会・国家観の原像が古代ギリシアよりもむしろ古代ゲルマンの（理想化された）共同体によって強く刻印されていることが分かるからであり、また彼の同時代の悪しき商業活動への批判も——共同の利益を阻害する「小商人(Krämer)」¹⁶への批判も——とどのつまりはその理想からの逸脱として論じられていると考えられるからである。メーザーによれば、ドイツ史において「最初の黄金時代」はカール大帝(742～814年)の治世までであり、そこでは「まだ大部分においてドイツの農場はそれぞれ一人の所有者、言い換えればヴェーレ(Wehre)によって占有さ

¹¹ Vgl. J. Möser: Über Theorie und Praxis, In: *SW*, Bd. 10, S. 141-142.

¹² Vgl. J. Möser: Das Recht der Menschheit: Leibeigentum, In: *SW*, Bd. 10, S. 133-134.

¹³ Möser: Über Theorie und Praxis, S. 153.

¹⁴ *Ibid.*, S. 153-154.

¹⁵ *Ibid.*, S. 153.

¹⁶ Vgl. J. Möser: Der notwendige Unterschied zwischen dem Kaufmann und Krämer, In: *SW*, Bd. 5, S. 150-154.

れていた」。土地所有者「ヴェーレ」たちはそれぞれ一定の規模の土地を農場として所有していた。彼らはその所有とともに納税と軍役の義務を負ったが、農場を基盤とした経済的な独立とともに精神的にも自立しており、国政に参加し投票する権利を有していた。ヴェーレたちからなる「国民においては、高貴な、しかも共同体的な名誉(Ehre)以外は知られていなかった」¹⁷として、メーザーは彼らの高潔さを賞揚している。ヴェーレの所有する農場は「ヴェーアグート(Wehrgut)」と呼ばれ、さらに「国家株式」¹⁸とも言い換えられており、リストが「農地制度」論の冒頭で自ら注を付して示したのは、まさにメーザー『オスナブリュック史』のこうした箇所なのである¹⁹。

第5に、彼の身分論も見ておく必要がある。メーザーは中世ドイツの法書『ザクセンシュピーゲル』に由来する1. 国王、2. 司教、修道院長、3. 諸侯、4. フライエ・ヘレン、5. 参審自由人とフライエ・ヘレンの封臣、6. 第5身分の封臣、7. 新しい身分、という7つの(7段階の)「名誉」ある身分と、8. 不名誉な身分とを、身分的区分の基本としている。それぞれの身分がその位置に応じてそれなりの名誉を有する(あるいは第8身分のように名誉を有しない)のであり、身分の高低はおおむね独立性の度合いによって決まる。すなわち、古代ゲルマンの「ヴェーレ」に見られた、農場の所有、精神的な自立、国家への(経済的・政治的・軍事的な)貢献といった諸要件をどれだけ満たしているか——あるいはそれをどれだけ超えているか——が基準となる。メーザーは貴族の存在などを(当時の常識にしたがって)否定しないけれども、上に述べたように王室の世襲には懐疑的であるし、また不名誉な第8身分(皮はぎ職人、羊飼いやその他)についても職種そのものを汚名を負わされた仕事とするわけではなく、納税や軍役などの点で国家に貢献していないから「不名誉」であるとしている²⁰。

¹⁷ J. Möser: *Osnabrückische Geschichte: Allgemeine Einleitung*, In: *SW*, Bd. 12, 1, S. 35, 坂井栄八郎(訳と解説)『ユストゥス・メーザーの世界』刀水書房、2004年、p. 156.

¹⁸ J. Möser: *Osnabrückische Geschichte: Erster Teil*, In: *SW*, Bd. 12, 2, S. 91.

¹⁹ 原田哲史「F・リスト——温帯の大国民のための保護貿易論」、八木紀一郎編『経済思想のドイツ的伝統』(『経済思想』第7巻)日本経済評論社、2006年、p. 40-53 参照。

²⁰ Vgl. Vgl. J. Möser: Haben die Verfasser des Reichsabschiedes von 1731 wohl getag, daß sie viele Leute ehrlich gemacht haben, die es nicht waren?, In: *SW*, Bd. IV, S. 240-244; 藤田幸一郎『手工業の名誉と遍歴職人——近代ドイツの職人世界』未来社、1994年、p. 38-41.

III

以上のようなメーザーの国家・社会思想についての認識を基礎に、彼の経済思想を見ていきたいが、さしあたり次の2点を指摘するにとどめざるをえない。

1. 「技量をもち勤勉で儉約を好む人たちがすなわち常に多くを獲得し少なく費消する人たちのみ」が望まれるとしている論稿「小さな都市ひとつひとつ」では、それに続く叙述で、彼の理想像である「糸を紡ぎ布を織ることで生計を立てているペンシルヴァニアの小さな入植地」について展開されている。青少年には年齢に応じて糸紡ぎ・靴下編み・機織りを習得することが義務付けられ、成人は粗食・粗衣で勤勉に生産に励むといった厳格な協働社会がそれである（ただし土曜日の「お祭り」で彼らは共に癒される）。完成品を「怠惰な経営者たちとその女房連中およびゲジンデたちが小商人に小売りし」²¹て外国製品を安易に購入することがその協働社会で禁止されていることを、メーザーは——オスナブリュックでもそうであるとして——強調する。小商人は「国内のあらゆる勤労を抑圧して外国の産物でもって儲けることしか考えていない」²²からである。完成品の輸入を慎み、協働社会の生産力を高め、その社会全体の富を増やすことが望ましいのである。『郷土愛の夢 (Patriotische Phantasien)』の„patriotisch“を「愛国的」よりも、郷土の経済力の増進への志向といった意味²³を込めて「郷土愛の」と訳すべきことの根拠はここにある。

2. 穀物不足に際してヴェストファーレン・クライスの諸領邦（オスナブリュックもそのひとつ）が火酒蒸留を禁止するため「親密で確実な相互通信」をとり合って「クライス全体に同一形式の火酒消費税」を導入することをはじめ、その他様々な共同の経済的利益のための諸施策を協調して実施する提案が、論稿「由々しき穀物不足の際に火酒蒸留を停止するための、クライス連合の構想」（1770年）でなされている。それは隣接のニーダーザクセン・クライスも含めるべきであるとされるが、神聖ローマ帝国（ドイツ語圏）全体とは言われていない。ただし、ロッシャーはそれと「今日の関税同盟」²⁴との関連を言っており、メーザーを熟知したリストがメーザーのこの議論を継承した可能性も推測できる。

²¹ Möser: Sollte man nicht jedem Städtgen seine besondere politische Verfassung geben?, S. 66, 68.

²² Möser: Die notwendige Unterschied zwischen dem Kaufmann und Krämer, S. 151.

²³ Vgl. O. Brunner: *Neue Wege der Verfassungs- und Sozialgeschichte*, 3. Aufl., Göttingen 1980, S. 335-345.

²⁴ W. Roscher: Justus Möser als Nationalökonom, In: *Zeitschrift für die gesammte Staatswissenschaft*, 21. Bd., Jg. 1865, S. 571.